

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 26 日

各検疫所 御中

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第 26 条第 3 項に基づく検査命令の実施について
(中国産未成熟えんどうのシロマジン)

標記については、令和 8 年 2 月 13 日付け健生食輸発 0213 第 1 号により通知し、登録検査機関の受託体制が整うまでの間は、自主検査にて対応することとしたところです。

今般、登録検査機関の受託体制が整ったことから、中国産未成熟えんどう（さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。）及びその加工品（簡易な加工に限る。）について、シロマジンに係る検査命令を実施するようお願いいたします。

(参考)

令和 8 年 3 月 24 日現在の検査命令受託可能検査機関

一般財団法人 新日本検定協会

一般財団法人 日本食品検査